

# 一般社団法人 グローカルコミュニケーションセンター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人グローバルコミュニケーションセンターと称する。

2 この法人の英語名を「Global-Local Communication Center」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、外国人研究者等の我が国における研究・交流活動を支援することにより学術・科学技術の振興を図るとともに、地域と国際間および地域相互の交流、地域住民のワークライフバランスの構築の取組みなどを通じて、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 外国人研究者等が地域で快適に暮らすための環境整備に関する事業
  - (2) 外国人研究者等の生活の拠点となる不動産等の提供に関する事業
  - (3) 外国人研究者等へ情報の提供に関する事業
  - (4) 外国人研究者等と地域住民との交流に関する事業
  - (5) 情報通信技術等を活用した生活の質の改善に関する事業
  - (6) 地域文化の振興に関する事業
  - (7) 講演会、セミナーの実施など前各号に係る普及啓発の事業
  - (8) 前各号に関連する損害保険代理、生命保険・少額短期保険の募集に関する事業
  - (9) 第1号から第7号に関連する古物営業法に基づく古物再利用に関する事業
  - (10) 第1号から第7号に関連する調査研究に関する事業およびコンサルタント事業
  - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として当法人に対し、その権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

(種類)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、一般社団・一般財団法人法に規定する事項及び次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員を選任及び解任

(4) 役員報酬の額又はその規定

(5) 各事業年度の事業報告及び決算報告

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した

当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、議長に対し、事前に代理権を証明する書面を提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。

2 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(書面または電磁的方法による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、議長に対し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面を提出し、又は当該議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する。

2 前項によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、3人以内を専務理事とする。

3 前項の理事長、副理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事、専務理事を業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員又は正会員の会員代表者から選任する。

2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長および副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、職務を執行する。

4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における

当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第30条 役員がその任務を怠ったときは、一般社団法人・一般財団法人法第111条第1項に基づき、生じた損害を賠償する責任を負うが、当該役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、当法人は理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第31条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で若干名選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第32条 顧問は、理事長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があったときから5日以内に、その日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集をしたとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故等の支障があるときは、理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込等の手続については、理事会の決議を得て、理事長が別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することはできない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取り崩しを行わないものとする。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 分担金
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生じる収入
- (8) その他

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、定時総会で報告するものとし、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)



第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 委員会

(委員会)

第54条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事並びに正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議及び委員会規程による。

## 第12章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第13章 附則

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第58条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

第59条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 長瀬 稔

設立時理事 三浦陽子

設立時理事 川村和寛

設立時理事 菊地 優

設立時代表理事 三浦 陽子

住所 岩手県盛岡市三本柳10地割6番地29

第60条

(設立時社員)

設立時理事 長瀬 稔

住所 岩手県盛岡市黒石野三丁目19番45号

設立時理事 三浦 陽子

住所 岩手県盛岡市三本柳10地割6番地29

設立時理事 川村 和寛

住所 岩手県盛岡市東山一丁目11番19号

設立時理事 菊地 優

住所 岩手県盛岡市高松三丁目10番1号ハイツ高松103号

以上、一般社団法人いわてテレワーク協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次ぎに記名押印する。

平成25年2月15日

附則1

この定款は平成29年3月1日より施行する。